

伊勢市議会基本条例逐条解説（案）

（前文）

伊勢市議会（以下「議会」という。）は、二元代表制の下、また、地方分権及び地方創生に係る積極的な関与を求められる中、その役割を最大限に果たすため「改革先行型」で、かつ継続して制度改革及び活性化に取り組んできた。

これからの議会は、市民への情報の提供と市民との情報の共有化を図りながら、市民の市政への積極的な参加を求め、かつ議会の議員同士が自由闊達な討議を通し、市政に係る論点や課題を明らかにし、市民本位の立場をもって、その執行を監視し、課題解決のために、さらに政策の立案及び提言ができる議会を目指す必要がある。

また、議会及び議員は、公正性かつ透明性を堅持し、さらに市民に開かれた信頼される議会の創造に向け、真摯な活動が求められるところである。

このような認識のもと、議会は、地方自治の時代にふさわしい市政の確立に向け、不断の努力を重ねることを誓うとともに、議員各自がその自覚と見識を持って市民の負託に応える決意を示し、ここに伊勢市議会基本条例を制定する。

【解説】

前文は、伊勢市議会が議会基本条例を制定する決意や、新たな伊勢市議会として、議会と議員それぞれが常に念頭に置くべき決意として示すものです。

【用語】

※ 二元代表制

地方公共団体において、市長と議会の議員それぞれを市民が直接選挙で選ぶことにより、それぞれが市民の代表機関として緊張関係を保ちつつ調和を図る制度です。

※ 改革先行型

議会基本条例を制定し、その条例に基づき具体的に議会改革を推進する「条例先行型」ではなく、できることから議会改革を先行し、その集大成として議会基本条例を制定し、さらなる持続的な取組みへの礎とするもの。

※ 市民

この条例で「市民」という用語を使用していますが、この条例は、法令上の市民の権利を定めたり、制限をしたり、義務を課すものではないことから、厳密にその範囲を確定しなければならないものではないため、特に規定していません。

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、伊勢市議会（以下「議会」という。）及び議会の議員（以下「議員」という。）の活動原則その他議会に関する基本的事項を定めることにより、市民の負託に応え、市民の福祉の増進と市政の発展に寄与することを目的とする。

【解説】

前文に掲げた議会の決意を受け、条例制定の目的を明らかにしています。

市民の代表である議員で構成する議会が、市民の負託に応え、市民の福祉の増進と市政の発展に寄与することを定めています。

【これまでに確認された事項】

分権型社会においては、地方公共団体の自主性・自立性・透明性の確保が強く求められる中、二元代表制の一翼を担う議会の果たすべき役割がますます重要になってきている。

このことから、法整備による議会の権限や機能の強化が不可欠であると同時に、議会自らも、政策立案・審議能力の向上や、住民との関係強化など、山積する課題に取り組んでいかねばならない。

伊勢市議会は、これら諸課題の解決に向けて、住民に身近な、信頼される議会、開かれた議会を目指します。

【用語】

※ 地方自治の本旨

憲法第92条、地方自治法第1条などで定められています。

地方自治の本旨は、国から独立した団体が自らの権限と責任におい

て、地方の行政を行う「団体自治」と住民の意思と責任に基づいて地方の行政を行う「住民自治」があり、この2つの要素から成り立ちます。

※ 市民の福祉の増進

地方自治法第1条の2で地方公共団体の役割について、「住民の福祉の増進を図ることを基本として」と定めているように、より広く住民全体の利益、地域における公共の利益を目指すものです。

【参考条文】

※ 憲法第92条

地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

※ 地方自治法第1条

この法律は、地方自治の本旨に基いて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする。

※ 地方自治法第1条の2

地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

（議会の活動原則）

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 公開性、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会であること。
- (2) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させること。
- (3) 議員相互間の自由な討議を十分に尽くして、合意形成に努めること。
- (4) 議長又は副議長を選出するときは、それぞれの職を志願する者に対して所信を表明する機会を設け、その選出の過程を市民に明らかにすること。

【解説】

議会の活動原則を定めています。

- (1) 議会は、公平、公正な議会運営を行うとともに、会議録の公開やホームページへの情報掲載及び政務活動費等を積極的に公開することで透明性を確保します。
- (2) 市民の間に存在する多様な関心や意見を集約したものを市政に反映させます。
- (3) 議員相互間の自由な討議を十分に尽くして、議員相互の意見の一致を図ることに努めます。
- (4) 議長及び副議長の選挙にあたっては、全員協議会において立候補者による所信表明を行い、選出の過程を公開します。

【これまでに確認された事項】

伊勢市議会の目指すイメージの一つに「市民に開かれた議会」をあげています。

その実現のためには、市民に情報を公開し、情報を共有すること、市民の多様な意見を的確に把握し、政策につなげることが重要であり、そのためには議会報告会の開催等を通じて、市民の中に積極的に入っていく必要があります。

議長及び副議長の選挙にあたっては、全員協議会において、立候補者の所信表明を行い、選出の過程を公開しています。

（議員の活動原則）

- 第3条** 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を推進しなければならない。
- 2 議員は、市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんによって、市民の代表としてふさわしい活動を行わなければならない。
- 3 議員は、個別的な事案の解決だけでなく、市民全体の福祉の増進を目指して活動を行わなければならない。

【解説】

- 1 多様な住民意思を反映し、政策水準を高めるため、議員相互間の自由な討議を推進することを定めています。
- 2 議員が、市政における課題全般について、多様な住民の意見を把握するとともに、議員としての資質向上等に努め、選挙で選ばれた議員としてふさわしい活動を行うことを定めています。
- 3 議員は、地域などにおける個別事案だけでなく、市民全体の福祉の増進を目指して活動することを定めています。

【これまでに確認された事項】

常任委員会、予算・決算特別委員会において議員相互間の自由な討議を行い、議員同士で議論を尽くすことで、多角的、複眼的な視点による検討を行うとともに、審議過程についての説明責任を果たすことにつながります。

【用語】

※ 言論の府

議員活動の基本は言論であって、問題はすべて言論によって決定されるものであることをいいます。

※ 合議制の機関

複数の議員の合議による意思決定を行う機関のことをいいます。

(議会の役割)

第4条 議会は、市民の代表で構成する市の意思決定機関であり、議決の責任を負う。

2 議会は、行政活動の監視及び政策の立案を行う。

【解説】

- 1 議会は、市長等から提案される条例や予算などを、議員相互間の自由な討議を通し、それが是か否かという意思決定する機関であり、その議決の責任を果たすことを定めています。
- 2 議会は、市長等が行う日常の業務が適正に行われているかについて、質疑・質問を行うなど、また地方自治法第100条に基づく調査権などを行って、監視や評価を行い、解決するための政策をまとめることを定めています。

【これまでに確認された事項】

地方分権時代にあつて、地方公共団体の権限や機能が拡大する中で、議会の果たすべき役割と責任は一層重要なものとなっている。

議会に求められる3つの機能（政策形成機能、執行機関を監視する機能、利害調整機能）を発揮し、議事機関としての説明責任を果たしていく必要がある。

【参考条文】

※ 地方自治法第100条

普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行うことができる。この場合において、当該調査を行うため特に必要があると認めるときは、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。

(議長の責務と役割)

第5条 議長は、議会において中立かつ公正な職務遂行に努めるとともに、議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営に努めるものとする。

【解説】

議長は、議会を代表し、いかなる場合も中立公正の立場で、議会の品位を保ち、民主的、効率的な議会運営を行うことを定めています。

【これまでに確認された事項】

議長の職務として、会議の議事運営、議事整理、秩序保持、事務の監督など中立公正でなければならない、その中立公正性に疑念を抱かせるような行為を慎まなくてはならない。

(大規模災害時の議会の対応割)

- 第6条** 議会は、大規模災害から、市民の生命、身体及び財産を保護し、並びに市民生活の平穩を確保するため、効果的かつ機動的な活動が図られるよう議会としての体制の整備に努めるものとする。
- 2 大規模災害への対応について基本的な事項は、別に定める。

【解説】

- 1 議会は、市民を代表する議事機関として、大規模災害の緊急の事態が発生した場合には、市民の生命、身体及び財産を保護し、市民生活の平穩を確保するため、効果的かつ機動的な活動が図られるよう、伊勢市災害対策本部と連携して、議会としての体制の整備に努めます。
- 2 大規模災害への対応については、「伊勢市議会大規模災害対応基本方針」で定めています。

(会派)

第7条 議員は、同一の理念を共有する他の議員と、議会活動を行うための政策集団として会派（以下「会派」という。）を結成することができる。

2 会派は、政策の立案、決定、提言等において議論を尽くし、その意思を表明することができる。

【解説】

1 議員は、より充実した議会活動ができるよう同一の理念を共有する他の議員と、議会活動を行うための政策集団として会派を結成することができることを定めています。

2 会派は、政策の立案等について十分な議論を尽くしたその意見について、会議において意見表明できることを定めています。

【これまでに確認された事項】

各派代表者会議については、骨子案に記載しない。

(市民参加及び市民との連携)

第8条 議会の会議は、原則として公開とする。

- 2 議会は、その活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。
- 3 議会は、議会報告会等の市民との意見交換の場を多様に設け、市民からの政策提案の機会の拡大を図るものとする。
- 4 議会は、参考人制度及び公聴会制度を活用し、専門的知見及び政策的意見を討議に反映させるよう努めるものとする。

【解説】

- 1 議会は、より市民に開かれた議会を実現するため、本会議や常任委員会、常任委員協議会、特別委員会など全ての会議を原則として公開することを定めています。
- 2 議会が市民に対して果たすべき重要な責任は、議会活動の情報公開によって透明性を高めることや、審議等における論点や争点の説明責任を十分果たすことであると定めています。
- 3 議会は、議会報告会等の市民との意見交換の場を多様に設けることにより、市民の関心や意見を把握して、政策提案の拡大に努めることを定めています。
- 4 議会においては、多様な意見の聴取の手法として、地方自治法第115条2に定める公聴会制度や参考人制度を積極的に活用し、利害関係者である市民の意見や有識者等の専門的・政策的識見、関係者の陳述等を議会の討議に反映させることに努めることを定めています。

【これまでに確認された事項】

本会議及び予算・決算特別委員会については、ケーブルテレビによる

議会の中継を実施し、本会議や常任委員会、常任委員協議会、特別委員会等の会議録を市議会ホームページで公開しています。

また、市議会だより及び市議会ホームページの内容を充実することで情報の公開を進めるほか、公聴会制度、参考人制度についても、より充実した審議を行うための市民参加の手法として位置づけています。

【参考条文】

※ 地方自治法第 115 条の 2

普通地方公共団体の議会は、会議において、予算その他重要な議案、請願等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

普通地方公共団体の議会は、会議において、普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

(請願及び陳情)

第9条 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付け、真摯に取り扱うものとする。この場合において、請願をする者に対して説明及び意見陳述を行う場を設けることができる。

【解説】

請願や陳情は、議会への単なる「お願い」ではなく、議会への政策提言であると位置付け、提案者の意見を聴く機会を積極的に設けることを定めています。

【これまでに確認された事項】

請願者が請願提出の思いを直接伝えることにより充実した審査を行えるよう、請願を審査する委員会において、請願者の意見陳述を実施しています。

また、陳情については、定例会において全議員に配布しています。

【用語】

※ 請願

憲法で保障された国民の基本的権利で、市民が国や地方公共団体に対し、一定の希望を述べること。

議員の紹介により、要件を備えた請願書の提出が必要です。

議会の審議で採択か不採択かを議決します。

※ 陳情

特定の事項について利害関係を有する者が、議会等に実情を訴え、適切な措置を要望すること。

請願とは異なり、議員の紹介は必要ありません。

(議員の定数)

第 10 条 議員の定数の改定に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、市民の意思を市政に十分に反映させることが可能となるように定めなければならない。

2 議員の定数については、別に条例で定める。

【解説】

1 議員の定数は、行財政改革の側面だけではなく、市が抱える課題や市の将来予測、又は人口、面積など類似団体との比較検討結果等を踏まえて定めるべきであるとしています。

2 具体的な議員の定数は、「伊勢市議会議員定数条例」で定めています。

* 議員定数については、現在28人ですが、次回の一般選挙から26人になります。

【これまでに確認された事項】

議員定数に対する意識として、議会の役割、仕事とは何か、議員はどうあるべきかということ認識し、自らの資質向上を図っていくこと、そして、市民に、議会活動や議員活動が見えるようにしていく、伝える努力をしていくことが大切である。

(議員報酬)

第 11 条 議員は、議員報酬が市民の負託を受けたその職務遂行に対し支給されるものであることを自覚しなければならない。

2 議員報酬に関し必要な事項は、別に条例で定める。

【解説】

1 議員は、議員報酬が、議員活動への対価であり、多岐にわたる議員活動の状況を反映するものであることを自覚するよう定めています。

2 地方自治法第 203 条第 4 項により、その額と支給方法を条例で定めることとされていることから、「伊勢市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」で定めています。

* 議員報酬月額

・ 議長 564,000 円、副議長 506,000 円、議員 448,000 円

【これまでに確認された事項】

議員定数に対する意識と同様に、議員報酬についても、議会の役割、議員はどうあるべきかということを認識し、市民に、議会活動や議員活動が見えるよう、伝える努力をしていくことが大切である。

【参考条文】

※ 地方自治法第 203 条第 4 項

議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

(議会と市長等との関係)

第 12 条 議会の会議における議員と市長及び執行機関の職員（以下「市長等」という。）の質疑応答は、市政上の論点又は争点を明確にするため、一問一答方式で行うものとする。

2 議会の審議における議員と市長等との関係については、緊張関係を保持するものとする。

3 市長等は、議長の許可を得て、議員の質問等に対して反問することができる。

【解説】

1 会議における質疑及び質問は、市政上の論点・争点が曖昧になるおそれがあり、これらを明確にしていくために、質疑は一問一答方式で行うことを定めています。

2 議会の審議において、議員と市長等とは緊張関係を保持することを定めています。

3 市長をはじめとする執行機関の出席者が議員の質疑・質問の趣旨を確認するための発言（反問）ができることを定めています。

【これまでに確認された事項】

本会議及び委員会での質疑応答については一問一答方式としています。

議員側も、質疑の内容が不明確とならないようきちんと整理した上で発言することを、合わせて確認しています。

また、本会議での質疑及び一般質問については、相対する形で質問をするほうが自然であり、緊張感も増して議論が深まる効果が期待できる

ことから、議員が当局側に向かって発言する「対面方式」としています。

本会議及び委員会での議員からの質疑に対して、当局側から質問をする「反問権」は、市長のほか職員にも認められています。反問の範囲については制限していません。また、議員提案の議案等に対しても、執行機関としての立場から質問し、又は意見を述べるができることとしています。

【用語】

※ 一問一答方式

議員が一問ずつ質問を行い、市長や執行機関の職員が答弁を行なうという形式で問答を続けることをいいます。

(法第 96 条第 2 項の議決事件)

第 13 条 議会は、議決機関としての機能強化のため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（以下「法」という。）第 96 条第 2 項の規定により積極的に議決事件の範囲の拡大を図るものとする。

2 前項の規定による議決事件に関しては、別に条例で定める。

【解説】

1 議会は、議決機関としての責任を果たすとともに、機能強化を図るため、地方自治法第 96 条第 2 項の規定により、議決すべき項目を積極的に追加していくことを定めています。

2 具体的な議決すべき項目は、別に条例で定めます。

【これまでに確認された事項】

具体的な議決事件を記載するべきという意見があり、議決事件に関しては、別に条例で定めます。

(定例会の回数及び会期)

第 14 条 定例会の回数及び会期は、議案の審議等にあたり、議会の機能を十分発揮できる期間を確保し、決定するものとする。

2 定例会の招集の回数については、別に条例で定める。

【解説】

- 1 定例会の回数や会期の決定に当たっては、十分な審議が尽くせるよう配慮し、決定すると定めています。
- 2 具体的な定例会の回数は、「伊勢市議会定例会の招集回数に関する条例」で定めています。（定例会は、3月、6月、9月、12月の年4回です。）

【これまでに確認された事項】

通年制についての議論もありましたが、現行のままで十分に議論ができていないこと、必要があれば臨時会を開くことができること、また、通年制にすることで、かえって緊張感がなくなるのではないかと考えられることから、現行を継続することとしています。

また、定例会ごとの会期については、その時々状況に応じて弾力的に運用していくこととしています。

(予算及び決算の審議における説明資料の作成の要請)

第 15 条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、市長に分かりやすい施策別又は事業別の説明資料を作成するよう求めるものとする。

【解説】

予算案や決算を議会へ付議するに当たっては、市民の代表である議員が審議を深められるよう、分かりやすい説明資料を作成するよう市長に求めています。

【これまでに確認された事項】

当初予算の審議のための説明資料として、重点取り組み事業についての「事業概要書」が作成されています。なお、対象事業や記載項目については、執行機関と議会とで協議して充実を図っていくこととしています。

決算の説明資料としては、「主要な施策の成果説明書及び事務の概要書」に、当初予算における内容や計画、過去の実績、事業を取りまく状況等を記載することとしています。

こうした資料は、議会での審議に使うほか、市民への情報提供に活用していくことも必要です。

(委員会)

第16条 委員会は、その特性を活かし、専門的及び具体的な議論により、議案等の審査を行わなければならない。

2 委員会は、積極的に継続調査事項を定めるものとする。

【解説】

- 1 委員会は、特定の事案について審議するという特性による専門性から、より具体的に議案等の審議を行うことを定めています。
- 2 本会議の閉会中でも議決により付議案件について継続的に活動できるという委員会の特性を生かし、所管事務調査を積極的に行っていくことを定めています。

【これまでに確認された事項】

法の規定では、委員会は本会議の開会期間中でなければ活動ができないこととされていますが、「閉会中の継続調査」として議決することで、本会議の閉会期間中でも活動ができるようになります。

常任委員会の機能強化を図っていくため、閉会中でも議決により付議案件について継続的に活動できるという委員会の特性を生かし、所管事務調査を積極的に行っていくこととしています。

(政務活動)

第 17 条 会派は、法第 100 条第 14 項の規定に基づき交付される政務活動費を有効に活用し、政策提言等に活かすよう積極的に市政に関する調査、研究その他の活動を行わなければならない。

2 議会は、会派により行われた調査、研究その他の活動の成果を共有するよう努めるものとする。

3 政務活動費に関しては、別に条例で定める。

【解説】

1 政務活動費は、調査、研究その他活動に資するために支給されるもので、厳正かつ適正に活用し、積極的に市政に関する調査、研究その他の活動を行わなければならないものと定めています。

2 議会は、会派により行われた調査、研究の成果を共有するため、事前に視察申出書の写し、また、視察実施後に報告書の写しを各会派に配付することとしています。

3 政務活動費に関しては、「伊勢市議会政務活動費の交付に関する条例」で定めています。なお、運用については、「政務活動費の取り扱いマニュアル」に基づき行っています。

(議員研修)

第 18 条 議会は、議員の資質並びに政策形成及び政策立案能力の向上を図るため、議員研修の充実及び強化に努めるものとする。

【解説】

議会は、議員の資質向上及び政策形成、立案能力の向上を目的とした議員研修の充実及び強化することを定めています。

【これまでに確認された事項】

議員研修は、議会や議員に求められる機能を発揮し、その役割を果たすため、また、議員倫理の向上を図るため、「議員一人ひとりの資質の向上」と「議会全体の水準の向上」を目的として実施するものです。

現在は、議会運営や政策課題等について、全議員を対象とした全体研修を年2回程度実施しています。

研修の成果を議会活動・議員活動に生かすためには、議員一人ひとりが研修の目的・意義を理解し、学んだことを生かそうとする努力をしていくこと、研修の効果をアップさせていく工夫が必要です。

(議会改革への取り組み)

第19条 議会は、その改革に継続的に取り組むものとする。

【解説】

市議会は、「改革先行型」として、議会改革の取り組みを進めてきましたが、今後も継続的に取り組んでいくという決意と姿勢を表したものです。

【これまでに確認された事項】

市民に親しまれ、市民に信頼される議会の実現には、今後も引き続き議会改革に取り組み、政策形成、執行機関の監視といった議会機能の充実・強化を図るとともに、広報広聴体制を充実し市民参加を推進することが不可欠です。

(広報広聴機能の充実)

第 20 条 議会は、議案審議の結果等について、多様な媒体を用いた市民への情報提供に努めるものとする。

2 議会は、議会に対する市民の意向の把握に努めるものとする。

3 議会は、広報広聴機能の充実を図るため、議員で構成する伊勢市議会広報広聴に係る特別委員会を設置するものとする。

4 広報広聴に係る特別委員会については、別に定める。

【解説】

1 議会が市民にとって身近で開かれた存在になるためには、会議等の公開のほか、議会に関する情報を市議会だより、議会ホームページ、ケーブルテレビなど多様な媒体により市民に提供することに努めることを定めています。

2 市民が議会に対する意見を言える環境及び機会の確保に努めることを定めています。

3 広報広聴機能の充実に向けた取組みをするために、議員による広報広聴に係る特別委員会を設置することを定めています。

4 広報広聴に係る特別委員会については、議会の議決を経て、「伊勢市議会のあり方調査特別委員会企画調整部会及び分科会の設置に関する要綱」で定めています。(議会のあり方調査特別委員会の広報検討分科会及び広聴検討分科会が行っています。)

【これまでに確認された事項】

議会の政策形成機能、執行機関を監視する機能、利害調整機能を発揮し、議事機関としての説明責任を果たしていくためには、議会の広報・広聴活動の強化が不可欠です。

市議会だより、議会ホームページ、ケーブルテレビのほか多様な媒体

を通じて、市民へ議会活動に関する情報提供を行うこと、及び議会報告会のほか多様な手法により、市民の意見を広聴し、議会活動に生かすことを目的に議会の広報・広聴活動全般を所管する組織を設置します。

(議員の倫理)

第 21 条 議員は、市民全体の代表者として高い倫理性が求められていることを深く自覚し、行動しなければならない。

2 議員の倫理については、別に条例で定める。

【解説】

1 議員は、高い倫理性が求められていることを自覚し、行動することを定めています。

2 議員の政治倫理については、「(仮称)伊勢市議会政治倫理条例」で定めます。

【これまでに確認された事項】

議員倫理として、当たり前のことをきちんとルールとして定め、議会としての姿勢を市民へ宣言することが必要であるとの考え方から、倫理条例を制定する。

(議会事務局)

第 22 条 議長は、議員の政策形成及び政策立案を補助する組織として、議会事務局の調査及び法務の機能の充実及び強化を図るよう努めるものとする。

【解説】

議長は、議会の政策提案機能等を補助する議会事務局の体制を充実及び強化に努めることを定めています。

【これまでに確認された事項】

議会がその機能を十分に発揮するためには、議員と議会事務局がそれぞれの役割をしっかりと認識し、共に能力の向上を図っていく必要がある。

議会事務局の補佐機能や専門性の充実のため、職員の人事異動に関しては市長と十分調整することとし、また、専門的知見の活用制度など、外部の専門的機関等との連携等により、議会活動、議員活動を補佐する事務局体制をつくっていきます。

(議会図書室)

第 23 条 議会は、議会図書室を設置するとともに、これを議員のみならず、市民及び市の職員の利用に供するものとする。

2 議会図書室の管理及び運営については、別に定める。

【解説】

- 1 議会図書室が十分に活用されるよう、市民や職員にも開かれたものとすることを定めています。
- 2 具体的な議会図書室の管理及び運営については、「伊勢市議会図書室規程」で定めています。

(他の条例との関係)

第 24 条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図るものとする。

【解説】

この条例は、市議会の基本となる条例であり、市議会に関する他の条例等を制定、改廃する場合は、この条例との整合性を図らなければならないことを定めています。

【これまでに確認された事項】

伊勢市議会基本条例には最高規範性を持たせないことを確認しました。

(見直し手続)

第 25 条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを常に検証し、必要に応じて改正等をするものとする。

2 議会は、前項の検証の結果、議会に関する他の条例等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講じるものとする。

【解説】

- 1 議会は、この条例の実効性を将来にわたって担保するため、随時に内容の検証を行い、必要があれば改正等するものとしています。
- 2 検証の結果を受け、必要に応じてその適切な措置を講じることとしています。